

(参考)

令和8年6月30日

水道局技術管理課

広島市水道局建設工事総合評価落札方式の令和8年7月改定の概要について（お知らせ）

本局では、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年4月1日施行）に基づく基本方針に従い、企業の持つ優れた技術力を価格以外の要素として評価し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約を実現するため、平成19年度より総合評価落札方式を導入しています。

近年、建設業界では就業者の減少や高齢化が進む中、令和6年には担い手確保・地域建設業の維持・生産性向上を柱とする第三次・担い手3法が成立し、インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業者が中長期的に確保・育成され、健全に発展し続けられるよう、地域建設業の維持に向けた環境整備や処遇改善の推進などの取組が強化されました。

この度、法改正の主旨を踏まえ、本制度の下記の項目について改定を行いますのでお知らせします。

記

1 担い手の確保・育成に資する評価を重視した型式の新設

(1) 概要

現在本局では、設計金額が2億円以上(税込)の工事を対象に総合評価落札方式を適用していますが、この度、地域の社会資本を支える建設業者の本制度を適用する工事への積極的な参入（チャレンジ）に向けて、企業の受注実績や技術者の施工経験にとらわれない、担い手の確保・育成に資する評価を重視した「簡易・チャレンジ型（試行）」及び「特別簡易・チャレンジ型（試行）」の型式を新設します。

(2) 対象工事

既存の「簡易型」又は「特別簡易型」の型式を適用する工事のうち、次表に該当する設計金額が3億円未満（税込）の工事から選定します。

なお、選定に当たっては、施工条件の制約や施工の難易度等を考慮するものとします。

工 種	土木一式工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事
主な工事	配水管布設工事、調整池新設工事、舗装工事、法面工事、土工事

(3) 評価項目及び配点

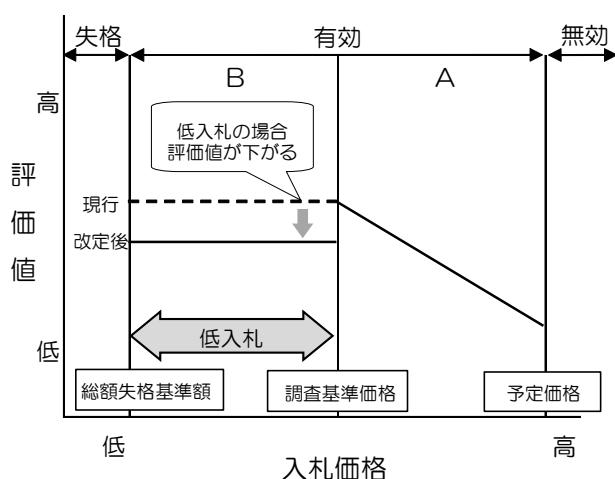
「簡易・チャレンジ型（試行）」及び「特別簡易・チャレンジ型（試行）」では、「総合評価落札方式の受注状況」の評価項目を追加し、開札日の属する年度において、広島市水道局発注の総合評価落札方式の受注実績がない場合に加点（3.0点）します。

また、その他配置予定技術者の能力等に関する評価項目についても、配点変更を行います（詳細は別紙参照）。

2 入札価格に係る評価項目の追加

本局では、令和5年11月にダンピング受注の防止を目的として評価値算定式の見直しを行いました。担い手3法の改正により技能労働者の一層の処遇改善を図る環境整備が進められる中、本局においても低入札の更なる抑制を図るため、総合評価落札方式を適用するすべての工事において、「本工事の入札価格」の評価項目を追加し、調査基準価格未満の入札となった場合は減点(-5.0点)します(詳細は別紙参照)。

● 改定のイメージ図(入札価格と評価値の関係)



《参考》評価値の算定方法

- ・ A：入札価格が調査基準価格以上の場合

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点(100点)} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} \times 1 \text{億}$$

- ・ B：入札価格が調査基準価格未満の場合

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点(100点)} + \text{加算点}^*}{\text{調査基準価格}} \times 1 \text{億}$$

※ 低入札による減点(-5.0点)を含む。

3 評価項目の主な改定

(1) 建設キャリアアップシステムの活用状況

建設キャリアアップシステムの更なる普及促進を図るため、すべての工事において、新たに「本工事で建設キャリアアップシステムを活用する」の評価基準を追加します(詳細は別紙参照)。

4 適用時期

1～3の改定について、令和8年7月1日以降に入札公告を行う工事から適用します。

詳細については、別途ホームページで公表する「広島市水道局建設工事総合評価落札方式ガイドライン」を御覧ください。

◎ 「チャレンジ型（試行）」における評価項目及び配点の設定

現行の「標準型」、「簡易型」及び「特別簡易型」（以下「現行型」という。）から追加、削除又は配点の変更を行う評価項目は以下のとおりです。

評価 分類	評価項目	配点（最大）	
		現行型	チャレンジ型（試行）
企業の 技術力	簡易な施工計画（簡易型のみ）【配点変更】	8.0 （4提案まで）	4.0 （2提案まで）
企業の 施工 能力	過去2年間の当該工種に係る工事成績評定点の平均点【配点変更】	2.5	1.0
	過去15年間の同種・同規模工事の施工実績【削除】	1.0	—
	総合評価落札方式の受注状況【追加】	—	3.0 （受注実績なし）
	登録基幹技能者の現場配置【配点変更】（※1）	0.5	1.0
配置 予定 技術者 の能力	過去15年間の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験【削除】	1.0	—
	若手技術者の配置【配点変更】	0.5	1.0
	継続学習制度の単位【配点変更】	0.5	1.0
	主任（監理）技術者の資格【配点変更】（※1）	0.5	1.0

（※1）工事の種別・規模や内容により選択する項目

◎ 評価項目「建設キャリアアップシステムの活用状況」の評価基準の改定

適用	評価基準	配点
すべての工事	事業者登録があり、本工事で建設キャリアアップシステムを活用する	0.4
	事業者登録あり	0.2
	上記該当なし（提出資料の不備を含む。）	0.0

◎ 評価項目「本工事の入札価格」の評価基準の設定

適用	評価基準	配点
すべての工事	本工事の入札価格が調査基準価格以上	0.0
	本工事の入札価格が調査基準価格未満	-5.0